

議案第24号

令和5年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算

令和5年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,425,325千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年2月28日提出

取手市長 藤井信吾

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		10
	1 使用料	10
2 国庫支出金		382,030
	1 国庫補助金	382,030
3 県支出金		33,690
	1 県補助金	33,690
4 繰入金		691,013
	1 他会計繰入金	691,013
5 繰越金		1,100
	1 繰越金	1,100
6 諸収入		12,682
	1 市預金利子	10
	2 雑収入	12,672
7 市債		304,800
	1 市債	304,800
歳 入	合 計	1,425,325

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 事業費		1,007,232
	1 審議会費	139
	2 総務費	120,546
	3 事業費	886,547
2 公債費		417,593
	1 公債費	417,593
3 予備費		500
	1 予備費	500
歳 出	合 計	1,425,325

第 2 表 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
取 手 駅 北 土 地 区 画 整 理 事 業	266,400	普通貸借	3.0%以内	30年以内
取 手 駅 北 市 街 地 再 開 発 事 業	38,400	又 は 証券発行	(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金、銀行、その他融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。